２　実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

（記載上の注意）

１．方策について具体的に記載すること。

２．申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

⑴　業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

例えば以下の方策を記載すること。

①　員外監事（第３条第２項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において員外監事を新たに選任すること。

②　員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

⑵　リスク管理の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

①　与信リスク管理に関する事項

②　市場リスク管理に関する事項

⑶　法令遵守の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

例えば以下の方策を記載すること。

①　弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　内部監査体制を強化すること。

⑷　経営に対する評価の客観性の確保のための方策

（記載上の注意）

例えば以下の方策を記載すること。

①　第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

③　協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

⑸　情報開示の充実のための方策

（記載上の注意）

１．例えば以下の方策を記載すること。

①　四半期毎の情報開示を充実すること。

②　部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③　計画実施地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

２．利用者に対する法第34条の10第２項第３号に規定する措置の実施に関する情報の提供について記載すること。